

◆プログラム◆

第1. 自治体の行政訴訟紛争をめぐる今日的課題

1. 近時の特色ある自治体に関する行政訴訟事件について
2. 平成16年の大幅改正の行政事件訴訟法の内容について
 - (1) 原告適格の拡大等救済範囲の拡大
 - (2) 審理の拡充・促進
 - (3) 出訴期間の延長等利用・分かりやすくする仕組み
 - (4) 本案判決前における仮の救済制度の整備
3. 自治体における行政事件訴訟紛争発生時の対応について

第2. 行政訴訟の基礎理論

1. 行政訴訟の対象とならない事項(限界)
 - (1) 統治行為
 - (2) 法律上の争訟性
 - (3) 法令の効力を争う訴訟
2. 行政事件訴訟法第7条の意義とその内容
 - (1) 行訴法第7条の内容
 - (2) 法学部ではなぜこの条文を講義してこなかったのか
 - (3) 今後における理解とその運用
3. 行政事件訴訟法第8条の意義とその内容
 - (1) 行訴法第8条の内容
 - (2) 審査請求の意義とその内容
 - (3) 平成28年4月1日以降における行訴法第8条との関係
4. 行政事件訴訟の意義とその機能

第3. 行政訴訟の類型とその内容

1. 抗告訴訟の類型
 - (1) 処分の取消の訴え
 - (2) 裁決の取消の訴え
 - (3) 無効確認の訴え
 - (4) 不作為の違法確認の訴え
 - (5) 義務づけの訴え
 - (6) 差し止めの訴え
 - (7) 無名抗告訴訟(法定外抗告訴訟)
 - (8) 執行停止
 - (9) 仮の義務づけ・仮の差し止め
2. 当事者訴訟
3. 民衆訴訟
4. 機関訴訟

第4. 取消訴訟の訴訟要件と審理の特質

1. 取消訴訟の訴訟要件
 - (1) 裁判管轄
 - (2) 出訴期間の遵守
 - (3) 被告適格
 - (4) 審査請求前置
 - (5) 処分性
 - (6) 原告適格
 - (7) 狭義の訴えの利益
 - (8) 以上7つの要件の一つでも欠ければ本案前判決
2. 行政訴訟における弁論主義と立証責任
 - (1) 行政事件訴訟と弁論主義
 - (2) 行政事件訴訟と立証責任
3. 裁量処分と司法審査のあり方
4. 証拠調べの特質
 - (1) 釈明処分
 - (2) 職権証拠調べ
 - (3) 行政事件訴訟と文書提出命令

第5. 行政訴訟裁判の手續について

1. 訴状の提出、その審査及び送達とは
2. 口頭弁論とは
3. 第1回口頭弁論までの手續について
4. 答弁書の作成とその効果について
5. 争点整理手續の整備について
6. 五月雨式審理方式から集中審理方式へ
7. 訴訟提起前の証拠収集手續の拡充について
8. 当事者照会制度と期日外釈明の導入について
9. 計画審理方式の採用について
10. 陳述書の提出とその重要性について

第6. 判決の種類とその効力について

1. 判決の種類
 - (1) 本案前却下判決
 - (2) 請求棄却判決
 - (3) 請求認容判決
 - (4) 事情判決
2. 判決の効力
 - (1) 取消判決の形成力
 - (2) 取消判決の拘束力

第7. 自治体行政訴訟の将来像

1. 行政訴訟事務処理体制の整備
2. 行政訴訟実務研修制度の整備

【第2部】行政不服審査法実務講座 1月25日(木) 10:00~16:00

◆プログラム◆

第1. 行政不服審査法の全部改正の主な改正点とその内容

1. 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入
2. 審理手続における審査請求人の権利を拡充
3. 審査請求期間の延長
4. 不服申立ての手続を審査請求に一元化
5. 標準審理期間の設定、争点・証拠の事前整理手続の導入等により、迅速な審理を確保
6. 不服申立前置の見直し

第2. 行政不服審査法の全部改正が行われた背景とその経緯

1. 全部改正前の行政不服審査法と訴訟法について
2. これまでの行政不服審査法の改正法案について
3. 行政不服審査法の全部改正が行われた背景について

第3. 行政不服審査法の全部改正の目的、対象及び審査庁等

1. 行政不服審査法の全部改正の目的について
2. 審査請求の適格について
3. 審査請求のできる対象について
4. 不服申立ての種類について
5. 審査請求をすべき行政庁について
6. 再調査請求について

第4. 審査庁、審査請求及び審理関係人

1. 審査庁とは
2. 審理員制度が設けられた理由について
3. 審理関係人の範囲について
4. 標準審理期間を定めた理由及び内容について
5. 審理員に関する名簿について

第5. 審査請求の手続

1. 審査請求期間について
2. 審査請求書の記載内容について
3. 誤った教示をした場合の救済について
4. 補正命令と補正に応じない場合の却下の裁決について
5. 執行停止の申立てとその決定手続及び内容について
6. 弁明者、反論者及び意見書の意味・内容について
7. 口頭意見陳述の手続及び内容について
8. 証拠書類等の提出、物件の提出要求及び鑑定・検証の申立てについて
9. 審理員の審理関係人に対する質問の意味及び内容について

第6. 行政不服審査会等への諮問等

1. 審理員の「審理員意見書」の作成と審査庁への提出について
2. 審理員意見書の審査庁への提出と行政不服審査会等への諮問について
3. 行政不服審査会等の組織及び構成について
4. 自治体に置かれる条例で定める行政不服審査会等について
5. 自治体において条例で定めた具体例について

第7. 裁決

1. 裁決の種類及び内容について
2. 事情裁決について
3. 認容裁決について
4. 裁決の関係行政庁に対する効力について

第8. 再審査請求

1. 個別の法律の定めと再審査請求について
2. 再審査請求の不服申立前置の廃止について
3. 再審査請求と行政事件訴訟法上の取消訴訟の提起について

第9. 行政手続法による新たな救済手段

1. 行政指導の中止等の申出について
2. 処分又は行政指導を求める申出について

第10. 自治体における必要な対応について

1. 標準審理期間の設定及び公表について(新行審法16条)
2. 審理員の名簿作成及び公表について(新行審法17条)
3. 行政不服審査会条例の制定について(新行審法81条)
4. 裁決等の内容その他不服申立ての処理状況の公表について(新行審法85条)

講師略歴

(元) 国立大学法人 熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院) 教授

(元) 東京都総務局法務部訟務担当課長

林 勝美 氏

昭和45年3月中央大学法学部法律学科卒業。同年4月東京都庁入庁。総務局法務部法務第一課、民事訟務課、不服審査法務室、総務局文書課を歴任後、管理職として建設局の管理課長等を経て、再び法務部副参事、訟務担当課長として訟務実務担当。平成14年3月都庁退職。同年4月公募により熊本大学法学部教授就任。平成16年4月熊本大学法科大学院教授就任。平成22年3月熊本大学を定年により退職。

著書『道州制問題の法的視点』(ぎょうせい2008年)『地方公務員のための訴訟百科』(共著・ぎょうせい刊)、論文「国土利用計画法と条例」(第一法規・法令解説資料総覧No.67・No.68)、「道州制問題と地方公共団体」『地域を創る』(成文堂)、「指定管理者制度と争訟」『グローカリズムの射程』(成文堂)、「議員の活動と公費負担の範囲に関する意見書」『熊本法学』第108号(熊大法学会・2005年)、「自治体の新設合併に伴う職員の身分変動と不利益処分該当性に関する意見書」『熊本法学』第115号(熊大法学会・2008年)、「熊本市自治基本条例(案)について」『熊本法学』第117号(熊大法学会・2009年)他。